

青森県最低賃金改正のお知らせ

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

平成27年10月18日から

時間額695円

【除外賃金】 次に掲げる賃金は、最低賃金額の算定には含まれません。

- (1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 臨時に支払われる賃金
- (5) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与・期末手当など）
- (6) 時間外労働・休日労働に対して支払われる賃金及び深夜労働に対する割増部分の賃金

※ 製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。

◎ 適用される範囲等

「青森県最低賃金」は、産業や職種にかかわらず青森県内のすべての事業所で働く常用・臨時・パート・アルバイトなどすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

◎ 最低賃金の効力

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金額に達しない賃金額を定めるものは、その部分については無効となり、この最低賃金額が適用されます。

◎ 労働者への周知義務

使用者は、最低賃金について常時作業場の見やすい場所に掲示するほか、その他の方法で労働者に周知しなければなりません。

◎ 最低賃金の減額特例

次に該当する労働者について、所轄労働基準監督署長を経由して青森労働局長に申請し、許可を受けた場合には、特例として最低賃金を減額した賃金額での支払いが認められます。なお、許可を受けていても、許可対象業務以外の業務を行わせた場合は、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

- ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- ② 試の使用期間中の者
- ③ 職業能力開発促進法により職業訓練を受ける者のうちの一定の者
- ④ 軽易な業務に従事する者、又は断続的労働に従事する者

◎ 特定（産業別）最低賃金

次の4産業については、それぞれの特定（産業別）最低賃金が適用されます。

- ① 鉄鋼業
- ② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- ③ 各種商品小売業
- ④ 自動車小売業

◎ 罰則

最低賃金以上の賃金を支払わなかったり（最低賃金の減額特例の許可を受けた場合を除く）、労働者への周知をしなかったときは、処罰されることがあります。

◎ 照会、相談は

◇青森労働局労働基準部賃金室	TEL 017-734-4114
◇青森労働基準監督署	TEL 017-734-4444
◇弘前労働基準監督署	TEL 0172-33-6411
◇八戸労働基準監督署	TEL 0178-46-3311
◇五所川原労働基準監督署	TEL 0173-35-2309
◇十和田労働基準監督署	TEL 0176-23-2780
◇むつ労働基準監督署	TEL 0175-22-3136